

4月24日に、市議会議員選挙が予定されています
改選後は、22人の議員定数が20人になります

市議会議員の寄付は禁止！ 有権者が寄付を求めることも禁止！

公職選挙法では、次のようなことが禁止されています。

- 議員が年賀状や暑中見舞いなどのあいさつ状を出すこと（自筆の答礼は除く）。
- 議員や後援会がお歳暮やお中元を贈ること。
- 議員や後援会が、寄付をしたり有料のあいさつ広告を出すこと。
- 市民や団体が、議員に寄付などを求めること。



皆さんのご理解とご協力をお願いします。

贈らない・求めない・受け取らない



ふるさとの魅力を再発見

ご愛読ありがとうございました

現委員会メンバーで携わってきた議会だより14号から19号の表紙を飾った6枚の写真。「まちづくりは、まず地元を知ることから」と、市内各地に足を運び市民の方々と対話をしながら撮影しました。それぞれに、新たな発見や出会いがあり、思いのこもった数々です。ご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

広報委員会一同



全国的に地方議会の存在意義が問われているなか、朝倉市議会が「市民の代表」として、市民の立場で審議をしているかを本紙で情報発信するよう編集に心掛けました。

議会が「市民の代表」として、これからも活動を続けていくためには、朝倉市の実情をわかりやすく説明し、市民との協働が必要と思われまます。

広報委員会

委員長	田中 哲也
副委員長	村上百合子
委員	草場 重正
委員	柴山 恭子
委員	浅尾 静二
委員	中島 秀樹

なることを期待して筆を置きます。